

繰延ヘッジ会計の優位性に関する一考察

王

琳[※]

目次

- I はじめに
- II 一般ヘッジ会計の方法に関する先行研究
- III 一般ヘッジ会計の比較
- IV 繰延ヘッジ会計の優位性
- V おわりに

I はじめに

1980年代以降、世界的な資本市場の拡大に伴い、金融技術の発展や情報通信技術の発展と相まって、財務リスク管理の技術も発展してきた。金融商品の取引はますます多種多様となり、また、それに伴い会計処理の複雑さを増している。このため、米国財務会計基準審議会（以下、FASB）、国際会計基準審議会（以下、IASB）、日本の企業会計基準委員会（以下、ASBJ）等において、金融商品に対する会計基準が設定・改訂されてきた。これらの金融商品会計基準は、金融商品のうちあるものは時価で、あるものは取得原価で評価する混合アプローチを採用している¹⁾。

金融商品会計にはヘッジ会計が含まれている。企業は日々の業務から生じるリスクへのエクスポージャーを軽減するため、ヘッジ活動を行う必要が増

※広東外語外貿大学 専任講師。本論文は王先生からの要請にもとづき商学論叢編集委員会が審査の上、商学部教授会の承認を受けて掲載を認めたものである。

1) 藤田敬司（2004）、金融商品・全面公正価値アプローチの始動因と目的因：JWG 公開草案「2000」を中心として、p.1

大してきた。ヘッジ活動の増加により、ヘッジ活動に係る経済的実態を財務諸表上どのように反映させるかが財務会計上重要な課題となってきた。ヘッジ対象に関して発生する損益とヘッジ手段に関して発生する損益を同一会計期間に計上してヘッジの経済的実態を財務諸表に反映させるヘッジ会計が必要となる。

企業が行うヘッジには、いくつかの形態がある。ヘッジ対象が個別の資産・負債であり、ヘッジ手段と1対1の関係という形態が最も一般的である。このようなヘッジを個別ヘッジという。ヘッジには、複数の資産及び負債からなる一つのポートフォリオをヘッジ対象とする形態もある。このポートフォリオが固定されている場合のヘッジをクローズド・ポートフォリオヘッジという。個別ヘッジとクローズド・ポートフォリオヘッジを合わせて一般ヘッジという。この一般ヘッジは、企業のリスクを静的に管理するものである。

本稿では、FASB、IASB および ASBJ における一般ヘッジ会計に対して、繰延ヘッジ会計の優位性を検討したい。

II 一般ヘッジ会計の方法に関する先行研究

一般ヘッジ会計はヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益の認識時点のズレを調整するためには、大まかに言って、ヘッジ手段の損益を繰り延べるか、ヘッジ対象の損益を繰り上げるかという2つの方法がある。すなわち、繰延アプローチと時価アプローチである。繰延アプローチは、FASB および IASB において設けられているキャッシュフロー・ヘッジ会計であり、ASBJ において設けられている繰延ヘッジ会計である。これに対して、時価アプローチは、FASB および IASB において設けられている公正価値ヘッジ会計であり、ASBJ において設けられている時価ヘッジ会計である。繰延アプローチも時

価アプローチも、ヘッジ対象とヘッジ手段の会計処理の整合性を高めることを目的としている²⁾。FASB は従来、繰延アプローチを採用してきたが、現在では公正価値ヘッジ会計を中心に採用している。予定取引の場合は、キャッシュフロー・ヘッジを認めている。これに対して、ASBJ では繰延ヘッジ会計が原則的方法である。この2つの方法の選択は、ヘッジ会計では重要な課題となる。公正価値ヘッジ会計および繰延ヘッジ会計の問題点に関する先行研究は、ほぼFASB 基準書に基づいて検討されたものである。次に一般ヘッジ会計の先行研究について概観する。

FASB スタッフのメンバー、Harold Bierman, Jr 等 [1991]（白鳥庄之助等訳 [1994]）は、繰延アプローチと時価アプローチのどちらを採用すべきかとして、両アプローチの長所と短所を比較した。繰延アプローチの長所として、次の3点「なじみ易さ、一般に認められた会計原則（GAAP）との整合性、および適用の一般性」を取り上げた。

まず、なじみ易さは、繰延アプローチが一般に実務で普及している方法として、財務諸表の利用者にとっては、なじみ易いことである。

次に、一般に認められた会計原則との整合性は、「繰延アプローチは、また、一般に認められた会計原則に基づいて現在行われているヘッジ要素以外の財務諸表項目に関する会計処理とも、より適合するものである」。一般に認められた会計原則は取得原価と時価の混合属性システムであり、財務諸表項目の大部分は取得原価で評価されている。これに対して時価アプローチは、「歴史的な原価中心のモデルからいっそう乖離している」。ヘッジ対象はすべて時価評価されることによって、「財務諸表に追加的な矛盾をもたらすことになるであろう」という指摘が行われている。この一般に認められた会計原則との整合性は、繰延アプローチが支持される主な理由といえる。

2) 白鳥庄之助 [ほか] 訳 (1997), ヘッジ会計：基本問題の探究, p.35

また、もう1つの適用の一般性は、繰延アプローチは、確定約定と予定取引両方に対処できることである。「繰延アプローチは、ヘッジ対象よりむしろヘッジ手段を中心に考えているため、両方の問題によく対処できると主張されている。一般に認められた会計原則のもとでは、予定取引やそれにつながる未履行契約は財務諸表上一般には認識されない。したがって、予定ヘッジにおけるヘッジ対象も、それに係る損益も認識されない。繰延アプローチは、ヘッジ対象に係る損失と利益が認識されるまでヘッジ手段の利益と損失を計上しないことにより、それを補正している」という指摘が行われている。これに対して、時価アプローチでは、ヘッジ対象がまだ認識されていないので、時価評価もできない。「予定ヘッジを含んだ状況に、適用可能かどうかという疑問が生じている」という指摘が行われている。したがって、この予定ヘッジの適用は、繰延アプローチと時価アプローチの主な違いである。

繰延アプローチの長所とは対照的に、時価アプローチの長所は、次の3点「表現の忠実性、理解の容易性および相対的な簡潔性」を取り上げた。

まず、表現の忠実性は、2つの考え方がある。1つは、繰延アプローチは、2重の誤りを犯しているという問題が生じることに対して、時価アプローチは「発生した経済事象をより適確に表現している」と考えられる。なぜなら、「繰延アプローチと時価アプローチのいずれも、ヘッジ要素の各々について、一般に認められた会計原則のもとで行われる会計の対称性の欠如から生ずる〈誤りを是正する〉方法とみられているが、繰延アプローチは、これを〈是正〉する目的でいわば追加的な〈誤り〉をおかしている。すなわち、繰延アプローチは、ヘッジ対象に係る損益をその発生期間（単数または複数の期間）に認識しないという当初の〈誤り〉を埋め合わせるために、ヘッジ手段より生じる損益を－たとえ実現したものであっても－その発生期間（単数または複数の期間）に認識しないで繰り延べるという追加的な〈誤り〉をおこすことによって、損益の同時認識を達成している」という理由があげられて

いる。もう1つは、時価アプローチは繰延アプローチより「経済事象をより密接に跡づけているため、ヘッジの経済的基礎をより忠実に描写している」というものである。例えば、「ヘッジ対象が資産であり、ヘッジ目的がこの資産の価値下落を防御することである場合、ヘッジを的確に表現し、その有効性の評価を行うためには、資産価値の変動とこれを相殺するヘッジ手段の価値変動を発生時に認識しなければならない」と主張されている。この表現の忠実性は、時価アプローチが支持される主な理由といえる。

次に、理解の容易性と相対的な簡潔性は、時価アプローチは、価値変動を将来の期間に繰り延べないので、繰延アプローチよりはシンプルであると考えられている。

FASBは、SFAS 133号では、以上の考え方によって、SFAS 52号とSFAS 80号で原則的に使われていた繰延アプローチから時価アプローチへ転換した。日本の研究者は、FASBの考え方について、以下の指摘を行っている。

古賀智敏 [1995] は、FASBに主張されている繰延アプローチと時価アプローチの長所と短所に基づいて、「繰延アプローチは、現行の会計基準（GAAP）への合致を主たる論拠とするのに対し、時価アプローチは表示の忠実性を主たる論拠とする。すなわち、繰延アプローチは「取得原価－実現」アプローチを重視する意味で現行の会計モデルに符合するのに対し、時価アプローチはヘッジ要素の価値変動の発生に即して利得・損失を認識し、企業のヘッジ取引の経済的実態を一層的確かつタイムリーに反映することができる」という指摘を行っている。

また、久保田隆 [1995] は、「SFAS 52号およびSFAS 80号という2つの会計基準を制定して以来、10年間以上、繰延ヘッジ会計を実務上採用してきた。しかし、従来の繰延アプローチを前提とする限り、技術的に適用困難なものがある。例えば、ダイナミック・ポートフォリオ・マネジメント等手法のより高度なヘッジ取引の場合、繰延ヘッジ会計ではヘッジ取引の効果を財務諸

表に正確に表すことは実務処理コストの面で困難とされている」という指摘を行っている。これは、動的リスク管理の視点から、FASB が繰延アプローチから時価アプローチへの転換を行うもう一つの理由を主張したものである。

また、繰延アプローチが、その適用の一般性という長所によって、確定約定だけではなく、予定取引にも適用できる点が指摘されている。予定取引に関するヘッジ会計には、経営者の意図を財務諸表上で表すことを可能にするという実務上の便益があるために、正当化されている。しかし、予定ヘッジの会計処理は、会計学上の概念および原則と整合しないところがあるため、その適格性が議論の焦点となっている。この点について、張黎迎 [2003] は、予定ヘッジが支持される論拠として、「まず、予定取引を、その特殊性に着目して、金融商品と区別して取扱えば、論理的な矛盾は避けられるであろう。次に、金融商品会計の推進に伴い、ヘッジ会計が必要となる領域が縮小すると予測されるため、ヘッジ会計の複雑性も緩和されると期待できる。したがって、予定ヘッジのような特別なヘッジ会計は、このような前提のもとで経済的実態を反映するため、会計情報の有用性を向上させるのに役立つと考えられる」と指摘している。

確定約定と予定取引のヘッジ会計処理について、FASB 基準では、確定約定が公正価値ヘッジ会計の対象として指定し、予定取引がキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象として指定することができる。ASBJ 基準では両方とも繰延ヘッジ会計が適用される。したがって、一方、予定取引の適用性から考えるなら、公正価値ヘッジ会計が適用できず、キャッシュフロー・ヘッジ会計が適用できる。すなわち、繰延アプローチを完全に放棄できないと考えられる。

以上の先行研究により、FASB および IASB では、公正価値ヘッジ会計を支持している。本稿では、FASB における繰延ヘッジ会計の3つの長所以外

に、他の長所を考察し、一般ヘッジ会計においては、繰延ヘッジ会計が公正価値ヘッジ会計より優れていることを論証したい。

Ⅲ 一般ヘッジ会計の比較

一般ヘッジ会計の方法について、前述した先行研究によると、繰延アプローチと時価アプローチがある。すなわち、FASB および IASB における公正価値ヘッジ会計とキャッシュフロー・ヘッジ会計ならびに ASBJ における繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計である。まず、FASB における一般ヘッジ会計の方法を検討する。

1. FASB における一般ヘッジ会計の方法

FASB における一般ヘッジ会計の方法について、SFAS 133号において設けられている公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジおよび外貨ヘッジである。本稿では、公正価値ヘッジ会計とキャッシュフロー・ヘッジ会計について検討する。

(1) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ (Fair Value Hedges) とは、認識された資産または負債もしくは認識されていない確定約定 (firm commitment³⁾) について、その特定のリスクに起因する公正価値変動のエクスポージャーに対するヘッジをいう。公正価値ヘッジの場合には、公正価値ヘッジ手段として指定されかつ適確なデリバティブによる利得・損失は次のように会計処理しなければならない (SFAS 133, par. 22)。

3) 確定約定とは、資産または負債の特徴を有し、かつ次の条件を満たすものをいう。
①価格、数量および時期が特定化されていること。②関連当事者以外の者との契約であって、双方の当事者を拘束し、通常法的に強制されるものであること。③契約の不履行を抑制する大きなインセンティブがあるため、その履行の可能性が高いこと (SFAS 133, par. 244)。

- ①ヘッジ手段による利得または損失は当期の稼得利益として認識される。
- ②ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象による利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正するとともに当期の稼得利益として認識される。
- ③公正価値の変動がその他の包括利益に報告されるようなヘッジ対象項目（例えば、売却可能有価証券）が、公正価値で測定されている場合には、ヘッジ対象項目の帳簿価格の修正はヘッジ手段による利得または損失を相殺するために、その他の包括利益ではなく稼得利益として認識される。公正価値ヘッジの会計処理を設例 1 を用いて例示する。

設例 1⁴⁾ 公正価値ヘッジの会計処理

10年期限の借入金1,000,000ドル（固定金利6%；利払日：毎年年度末）に対する将来の利率低下による影響を相殺するために、金利スワップ1,000,000ドル（固定金利6%受け取り；変動金利TIBOR+1%支払い）を締結した。決算日における変動金利は3%，借入金の公正価値は1,030,000ドルであった（ヘッジの有効性は100%とする）。

決算日の会計処理：

①ヘッジ手段（金利スワップ）の時価評価

（借）デリバティブ資産	30,000	（貸）デリバティブ評価益	30,000
-------------	--------	--------------	--------

②ヘッジ対象（借入金）の時価評価

（借）借入金評価損	30,000	（貸）借入金	30,000
-----------	--------	--------	--------

③利息の支払い

（借）支払利息	60,000	（貸）現金預金	60,000
---------	--------	---------	--------

④借入金プレミアムの償却

（借）借入金	3,000	（貸）借入金消却	3,000
--------	-------	----------	-------

4) Ronald J. James A. Susan S (2002), *Advanced Financial Accounting*, p.11-7

この設例では、ヘッジ手段である金利スワップに関しては、この会社が固定金利を受け取り、変動金利を支払う。利率が下がれば固定受取の現在価値が上昇し、スワップの価値が上昇する。この例では30,000ドル増加する。SFAS 133号によれば、ヘッジ手段による利得または損失は当期の稼得利益として認識されるので、30,000ドルの利得は当期純利益に入れる。この設例では、ヘッジの非有効部分がないと仮定し、ヘッジ対象である借入金の帳簿価額も30,000ドル増加し、ヘッジ対象に係る損失30,000ドルが当期純利益に計上される。借入金の帳簿価額の増加額は負債に対するプレミアムとして処理され、償却されて当期純利益に算入される。これにより、定額法によれば、将来の利息費用が毎年3,000ドルずつ減少し、借入金に対する固定金利が現在の低い金利を超えるために生じる経済的損失を相殺する。

もしも、ヘッジ対象が未認識の確定約定であれば、ヘッジ手段であるデリバティブの損益を相殺するのに必要な再評価対象の資産または負債が存在しない。SFAS 133号は、確定約定の公正価値の増減を認識するために新たに資産または負債を創造し、相殺のための損失または利得を損益計算書に含めている。

(2) キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジ (Cash Flow Hedges) とは、認識されている資産・負債もしくは予定取引 (forecasted transaction)⁵⁾のキャッシュフローの変動性に対するエクスポージャーをヘッジすることをいう。キャッシュフロー・ヘッジの場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定されかつ適格なデリバティブによる利得・損失は以下のように会計処理しなければならない (SFAS 133, par. 30)。

5) 予定取引とは、確定約定ではなく、発生すると期待される取引。まだ発生していない取引もしくは事象で、それが発生する時、優劣な市場価格で発生するために、予定取引は将来の便益に対する現在の権利もしくは将来の犠牲に対する現在の義務を実体に与えない (SFAS 133, par. 245)。

- ①キャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定されかつ適格なデリバティブによる利得または損失の有効部分は、その他の包括利益（稼得利益の外部）で報告し、非有効部分は稼得利益で報告しなければならない。ヘッジ対象の予定取引が損益に反映される期間に損益に再分類しなければならない。デリバティブによる残存する利得または損失がもしあれば、当期に稼得利益で認識しなければならない。
- ②その他の包括利益の累積額は、ヘッジされている予定取引が稼得利益に影響を与える同じ期間（予定売買取引が実際に発生した時点）に、稼得利益に再分類しなければならない。ヘッジ対象取引が資産の取得もしくは負債の負担をもたらす場合には、累積されたその他の包括利益の利得・損失は、取得した資産もしくは負担した負債が稼得利益に影響を与える同じ期間（例えば、減価償却費、支払利息、もしくは売上原価が認識される時点）に稼得利益に再分類しなければならない。

設例1の予定取引が確定約定ではなく、単なる予定取引の場合には、公正価値ヘッジではなく、キャッシュフロー・ヘッジの会計処理が行われる。キャッシュフロー・ヘッジの会計処理は、以下のように行われる。

決算日：

(借) 先物取引	15,000	(貸) その他の包括利益	15,000
----------	--------	--------------	--------

履行日：

(借) 原油仕入	1,615,000	(貸) 現金預金	1,600,000
		先物取引	15,000
現金預金	2,000,000	売上	2,000,000
その他の包括利益	15,000	原油仕入	15,000

要するに、同じデリバティブでも、公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジでは会計処理が異なる。予定取引が確定約定ではなく、単なる予定の場合、デリバティブは、可能性としての予定売上高を満たすために必要な原

油の予定購入をヘッジする。ヘッジ手段である先物取引に係る15,000ドルの利益が最初にその他の包括利益に計上される。原油をその後16.15ドルで購入し、予定通り販売している場合、ヘッジ手段に係る15,000ドルの利益は、販売された商品のコストを削減し、その他の包括利益から当期純利益に再分類される⁶⁾。

2. IASB 基準と FASB 基準の違い

IASB におけるヘッジ会計の方法は FASB 基準とほぼ同様であるが、次の2点で大きく異なる⁷⁾。1つは確定約定の取扱いに関してである。IASB 基準は、FASB 基準のように確定約定を公正価値ヘッジの対象とすると確定契約を認識することになるため、このような処理を認めず、むしろ予定取引と同様にキャッシュフロー・ヘッジの対象として扱うこととしている。

FASB 基準は、SFAS 52号では、確定約定がヘッジ対象として取扱われるが、SFAS 80号では、確定約定以外の一定の条件に満たす予定取引もヘッジ対象に含まれている。確定約定と予定取引を明確に区分し、確定約定を公正価値ヘッジの対象として、予定取引をキャッシュフロー・ヘッジの対象として捉えて、別個のヘッジ会計処理を定めている。公正価値ヘッジの対象とされる未履行の確定契約は、ヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動分だけ部分的に認識されることになる。しかし、ヘッジ対象となる確定契約のみが認識され、ヘッジ対象にならない確定契約は認識されないのは整合性

6) Ronald J. James A. Susan S (2002), 前掲訳書 p.11-7

7) FASB 基準と IASB 基準の詳細な比較については下記文献を参照されたい。

Porter, Thomas L., and Robert M. Traficanti, Comparative Analysis of IAS 32 (1998), Financial Instruments : Disclosure and Presentation, and IAS 39 (1998), Financial Instruments : Recognition and Measurement, and Related U.S. GAAP, in Carrie Bloomer (ed.), *The IASC - U.S. Comparison Project : A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S. GAAP.*, Second Edition (FASB, 1999).

Pacter, Paul, Side by Side, Accountancy International (June 1999), pp.74-76.

田中建二 (2000), ヘッジ会計の比較分析, pp.79~80

を欠くとの批判がある。これに対して、IASB 基準は、未履行契約は認識しないという原則を守るために、確定約定を予定取引と同様にキャッシュフロー・ヘッジの対象としている。すなわち、FASB 基準が公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジの区別を優先させるのに対して、IASB 基準が未履行契約は認識しないという原則を優先させている。

もう1つの大きな違いは、資産の購入契約等の予定取引について、キャッシュフロー・ヘッジにより繰り延べられたデリバティブの損益を取得された資産または負債の取得価額に反映させる簿価修正方式 (basis adjustment) を適用するかどうかという点である。IASB 基準では、予定取引が実行されたときに、資本の部に認識された関連する利得または損失を資本から振り替え、対象資産または負債の取得原価に加減する簿価修正方式で処理することを規定している (IAS 39, par. 160)。IASB 基準が簿価修正方式を採用するのに対して、FASB 基準は、この方式を認めず、資産または負債が取得されたときにデリバティブの損益を株主持分に残し、資産または負債が損益に影響を及ぼすのと同じ会計期間に損益に振り替える方式を採用している⁸⁾。たとえば、減価償却費、利息収益・費用、または売上原価の認識される期間にデリバティブの繰り延べられた損益が振り替えられる。FASB 基準は、簿価修正方式を採用しなかった理由として、当初認識時の公正価値で測定できないことや期間的な包括利益の報告を歪めてしまうことなどをあげている。簿価修正方式は、実際に支出した金額を資産の取得原価とする支払対価主義の考え方に基づいているといえよう。これに対して FASB 基準の方式は、取引時点の公正価値を資産の取得原価とする公正価値説に基礎をおいているといえよう。したがって、IASB 基準と FASB 基準は損益に及ぼす影響は同じであるが、貸借対照表上での表示が異なる。

8) 田中建二 (2000)、ヘッジ会計の比較分析、p.80

3. ASBJにおける一般ヘッジ会計方法

FASBにおける公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジに対して、ASBJにおけるヘッジ会計の方法は、大きく、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計の2つに分けられる。繰延ヘッジ会計では、ヘッジ手段の損益はヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰り延べられるのに対し、時価ヘッジ会計では、ヘッジ手段の損益はヘッジ対象にかかる損益が認識されるか否かにかかわらず、その発生時の損益として認識される。時価ヘッジ会計では、本来、ヘッジ手段の損益がヘッジ対象にかかる損益とは異なった期間に認識されることも可能であり、必ずしもヘッジングの意図を財務諸表に反映しないこともある。それに対して、繰延ヘッジ会計では、ヘッジ手段とヘッジ対象にかかる損益を同一期間で相殺することはできるが、時価ヘッジ会計よりも透明性が劣った情報になるという指摘もある⁹⁾。

(1) 繰延ヘッジ会計

繰延ヘッジ会計（Deferral Hedge Accounting）は、ヘッジ手段に係る損益をヘッジ対象に係る損益が認識の時点まで繰り延べる会計手法である。つまりヘッジ手段をヘッジ対象の会計処理に合わせることになり、ヘッジ手段に生じる損益の先送りということである。FASB スタッフのメンバー、Harold Bierman, Jr 等 [1991]（白鳥庄之助等訳 [1994]）は「繰延アプローチは、ヘッジの両要素に係る損益の認識を後の期間に繰り延べるというものである。この場合、通常は時価評価されているヘッジ手段の会計処理を通常は歴史的な原価で評価されているヘッジ対象に合わせるよう変更することが必要となる。この結果、ヘッジ手段に係る損益は発生時には認識されないで、ヘッジ対象の認識終了時まで繰り延べられる。ヘッジ対象の利益（または損失）が認識されると同時に、これとヘッジ手段の損失（または利益）による相殺が行

9) 古賀智敏（2001）、企業の規模特性とヘッジ会計の選択行動、p.1

われる。ヘッジ手段の損益の認識が後の期間に繰り延べられることから、この方法を繰延ヘッジ会計と呼ぶことができる」という指摘を行っている。

日本では、この方法を原則的方法としている。そして、この方法は SFAS 52号および SFAS 80号とも共通している¹⁰⁾。2005年12月公表の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」により、繰延ヘッジ損益は純資産の部に計上することとなった¹¹⁾。

(2) 時価ヘッジ会計

時価ヘッジ会計 (Mark-to-Market Hedge Accounting) は、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に反映させる方法である。FASB スタッフのメンバー、Harold Bierman, Jr 等 [1991] (白鳥庄之助等訳 [1994]) は「時価アプローチは、ヘッジ手段の会計処理を変更せずに、ヘッジ対象の会計処理を変えるものである。通常は歴史的な原価であるヘッジ対象の測定基準は、通常は時価評価によっているヘッジ手段の測定基準に変えられる。ヘッジの両要素に係る損益は、その価格が変動した時に、同時認識され、ヘッジの経済効果が会計に反映される。ヘッジの両要素がいずれも時価で測定されることから、このアプローチを時価ヘッジ会計と呼ぶことができる」という指摘を行っている。日本では、この処理方法の適用対象は、現時点ではその他有価証券のみであると解釈されている¹²⁾。例えば、その他有価証券の価格全体をヘッジしている場合にヘッジ手段であるデリバティブに利益が発生していれば、次のような会計処理が行われる。

10) 荻茂生・川本修司 (1997), デリバティブの会計実務, p.109

11) 伊藤眞・萩原正佳 (2006), 金融商品会計の完全解説, p.267

12) 伊藤眞・萩原正佳 (2006), 前掲書 p.268

4. 一般ヘッジ会計の比較

ここまでで、FASB 及び IASB の一般ヘッジ会計の方法と ASBJ の一般ヘッジ会計の方法を検討してきたが、公正価値ヘッジ会計と時価ヘッジ会計ならびにキャッシュフロー・ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計を比較すると以下のように整理することができる。

図表 1 FASB, IASB と ASBJ における一般ヘッジ会計の方法の比較

ヘッジ会計の方法		ヘッジ対象			ヘッジ手段		
		種類	評価	評価損益	種類	評価	評価損益
繰延アプローチ	キャッシュフロー・ヘッジ会計 (FASB 及び IASB)	<ul style="list-style-type: none"> • FASB: 認識資産・負債・予定取引 • IASB: 認識資産・負債・予定取引・確定約定 (例: 変動金利付長期金銭債権債務) 	ヘッジ会計のための評価替えを行わない	—	デリバティブ	時価評価	その他の包括利益
	繰延ヘッジ会計 (ASBJ)	資産・負債・確定約定・予定取引	ヘッジ会計のための評価替えを行わない	—	デリバティブ	時価評価	その他の包括利益又は純資産
時価アプローチ	公正価値ヘッジ会計 (FASB 及び IASB)	<ul style="list-style-type: none"> • FASB: 認識資産・負債・確定約定 • IASB: 認識資産・負債 	時価評価	損益計算	デリバティブ	時価評価	損益計算
	時価ヘッジ会計 (ASBJ)	時価評価され評価損益が純資産直入か損益算入のいずれも可能で、その企業の会計方針で資本直入とされている項目 (例: その他有価証券)	時価評価	損益計算	デリバティブ	時価評価	損益計算

出典：筆者が作成した。

図表1に示すように、ASBJ基準の繰延ヘッジ会計とFASB基準およびIASB基準のキャッシュフロー・ヘッジ会計ではヘッジ手段の時価評価（公正価値評価）および評価差額の処理で異なるところはない。しかし、ヘッジ対象で著しく異なる。ASBJ基準とIASB基準ではすべての認識資産、認識負債、確定約定および予定取引がヘッジ対象になるが、FASB基準ではキャッシュフロー変動リスクのある資産および負債ならびに予定取引に限定される。

ASBJ基準の時価ヘッジ会計とFASB基準とIASBの公正価値ヘッジ会計でも、ヘッジ手段が時価評価（公正価値評価）され、評価差額が当期純利益に反映されるのは同じである。しかし、ASBJ基準の時価ヘッジ会計でヘッジ手段の評価差額が当期純利益に反映されるのはヘッジ対象のその他有価証券に評価損が生じる場合だけである。

ASBJ基準の時価ヘッジ会計とFASB基準およびIASB基準の公正価値ヘッジ会計ではヘッジ対象に大きな違いがある。ASBJ基準ではその他有価証券の評価損をその他の包括利益として処理する会計方針を採用している場合でしかも、その他有価証券に評価差額が発生している場合に限り、時価ヘッジ会計が認められている。このようなヘッジ対象の違いが一般ヘッジ会計方法の選択に影響すると思われる。

IV 繰延ヘッジ会計の優位性

現行会計基準では、FASBでも、IASBでも公正価値ヘッジ会計が中心になるが、前述したFASB及びIASBにおける公正価値ヘッジ会計とASBJの繰延ヘッジ会計を比較考量すると、公正価値ヘッジ会計について問題点があると思われる。以下は先物取引の2つの場合を設例として、公正価値ヘッジ会計の問題点と繰延ヘッジ会計の論理性を検討した上で、繰延ヘッジ会計の優位性を明らかにしたい。

1. 公正価値ヘッジ会計の問題点

公正価値ヘッジには損益の計上時期に係る問題とヘッジ対象評価の一貫性に係る問題の2つを指摘することができる。

まず、先物取引による確定約定を設例にしてヘッジ損益の計上時期の問題を検討する。先物取引の日々の値洗いを簡略にするために期間が決算日を挟んだ3日に短縮している。

決算日：3月31日

(1) ヘッジ対象：確定約定

① 予定取引契約日：3月30日

② 予定取引実行日：4月1日

③ 予定取引の内容：大豆10トン を 1トンあたり ¥200,000 で購入する契約（キャンセル不可能である）。

(2) ヘッジ手段：商品先物取引 大豆10トン を 4月1日に @ ¥200,000 で売却する契約。取引保証金 ¥600,000 を支出した。

価格変化：① 大豆 1 トンあたり先物価格 3月30日 ¥200,000

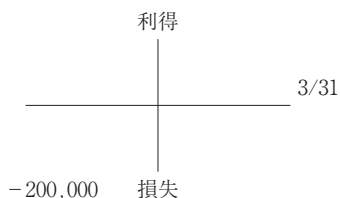
3月31日 ¥220,000

② 大豆 1 トンの直物価格 4月1日 ¥220,000

(1) 先物取引の損失計上－確定約定の利益計上

① デリバティブの評価

会計基準ではデリバティブは時価で評価しなければならない。この先物取引に関しては決算日までの値洗により ¥200,000 の評価損が発生している。それを図示すると次のようになる。



②確定約定の評価

他方，確定約定は決算日までに行われた取引ではないから，一般に認められた会計基準では会計的認識の対象外である。それを，ヘッジ会計という特別目的のために，時価評価を行うのが公正価値ヘッジ会計の方法である。この確定約定の時価評価は，次のように行われる。

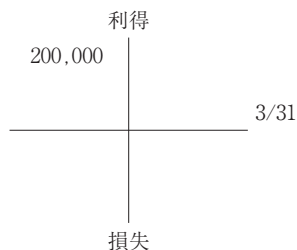
約定日の確定約定の時価は次の計算で0である。

大豆受取権	¥2,000,000
大豆代金支払義務	¥ <u>2,000,000</u>
差額	0

決算日の確定約定の時価は次の計算で¥200,000である。

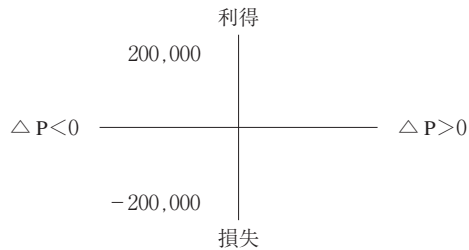
大豆受取権	¥2,200,000
大豆代金支払義務	¥ <u>2,000,000</u>
差額	¥200,000

したがって，確定約定の評価差額は¥200,000である。この評価益の発生は，図のように表すことができる。



③ヘッジ会計

公正価値ヘッジ会計はヘッジ手段としてのデリバティブの評価損益を相殺する目的で、ヘッジ対象を時価で評価する手法である。ヘッジ手段に発生した評価損益とヘッジ対象の時価評価による損益が同一会計期間に計上されて相殺される。相殺後の効果だけを表すと次のようになる。



公正価値ヘッジ会計はヘッジ対象の評価損益と、ヘッジ手段の評価損益がその発生に従って計上される点で、表現の忠実性を備えていると評価される。しかし、この例にみられるように、そのために、未認識の資産および負債を時価評価して、評価差額を資産又は負債として認識するという特殊な会計処理を要求する。特にこの事例のように予定購入取引に関して利得を認識することの是非も問われなければならない。

このケースに関して財務諸表で忠実に表現すべきことがらは、購入時の価格下落により、確定約定の購入価格が割高になり、購入商品に生じる損失を先物取引に生じる評価益で埋めることを狙ったにもかかわらず、先物取引で評価損が発生したために、確定購入契約に利益が見込めるということである。この利益は予定取引に関する予想利益であるばかりでなく、購入過程の利益である。予想利益は計上しないという会計慣行と、購入過程では利益を認識しないという会計慣行に反する。これは他の会計処理との一貫性の欠如ということもできる。

会計処理を示すと次の通りである。

① 3月30日 先物取引保証金支出

(借) 先物取引保証金 600,000 (貸) 現金預金 600,000

② 3月31日 ヘッジ手段の値洗

(借) 先物取引評価損 200,000 (貸) 先物取引保証金 200,000

③ ヘッジ対象の時価評価

(借) 確定約定資産 200,000 (貸) 確定約定評価益 200,000

④ 4月1日履行日

(借) 仕入 2,200,000 (貸) 現金預金 2,000,000
確定約定資産 200,000

(借) 現金預金 400,000 (貸) 先物取引保証金 400,000

これで明らかのように、ヘッジ手段の時価評価に伴う評価損失を相殺するために、確定約定の時価評価が行われ、評価益が計上されている。損益計算書に対する評価損益の計上時期を示すと次の表の通りである。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	確定約定評価益	先物取引損失
次期	—	—

ヘッジ手段の損益を相殺するためにヘッジ対象の損益が計上されている。これは手段と対象の逆転である。本研究ではこの現象をヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象と称する。

(2) 先物取引の利益計上 - 確定約定の損失計上

先に掲げたケースで3月31日の先物取引の対象商品の先物価格が¥180,000に下落したとする。この場合の会計処理は次の通りである。

① 3月30日

予定取引：仕訳なし

先物取引：

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

②先物取引の値洗い

(借) 先物取引証拠金 200,000 (貸) 先物取引利益 200,000

③ヘッジ会計

確定約定の公正価値評価：

確定約定としての予定取引は米国基準では公正価値ヘッジである。

(借) 確定約定損失 200,000 (貸) 確定約定債務 200,000

④取引実行日 先物取引決済日の大豆時価が¥180,000であったとする。

(借) 商 品 1,800,000 (貸) 現金預金 2,000,000

確定約定債務 200,000

(借) 現金預金 600,000 (貸) 先物取引証拠金 600,000

このヘッジ会計はヘッジ対象に生じる損益をヘッジ手段にかかる損益で相殺するのではなく、ヘッジ手段に発生する損益をヘッジ対象にかかる損益で相殺している。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	確定約定損失	先物取引利益
次期	—	—

このケースでは確定約定の履行による割高購入をヘッジするための先物取引であるにもかかわらず、先物取引の評価益を相殺するために確定約定の時価評価が行われている。これもヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象である。

次に、先物取引による確定約定外予定取引のヘッジの場合を考察する。予定取引が確定約定でない場合にはキャッシュフロー・ヘッジが行われる。

- (1) 決算日：3月31日
- (2) 予定取引
 - ①予定取引契約日：3月30日
 - ②予定取引実行日：4月1日
 - ③予定取引の内容：大豆10トン を 1 トンあたり ¥200,000 で購入
- (3) ヘッジのための先物取引
 - ①先物取引契約日：3月30日
 - ②決済日：4月1日
 - ③先物取引の内容：大豆10トン を 1 トンあたり ¥200,000 で売却
 - ④先物取引証拠金：¥400,000

取引対象の価格下落の場合の会計処理：

決算時に、大豆の先物価格が1トンあたり ¥180,000 に下落したとする。この場合には、先物取引に関しては評価益が発生する。取引に関して会計処理は次の通りである。

- ① 3月30日 先物取引の証拠金支払い
 - (借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000
- ② 3月31日 先物取引の値洗い
 - (借) 先物取引証拠金 200,000 (貸) 先物取引利益 200,000
 - (その他の包括利益)

先物取引は値洗いにより差金が入金されているのでこの先物取引利益は実現利益である。

③ヘッジ会計

予定取引が確定約定でない場合、SFAS 133号では予定取引は公正価値で評価されない。したがって、ヘッジ手段に生じた損益がその他の包括利益に

含められる。その他の包括利益はその他の包括利益累計額勘定を經由してリサイクリングされる。

④取引実行日 先物取引決済日 大豆時価 ￥180,000

(借) 商	品	1,800,000	(貸) 現金預金	2,000,000
	予定取引損失	200,000		
(借) その他の包括利益累計額	200,000	(貸) 先物取引利益	200,000	
(借) 現金預金	600,000	(貸) 先物取引証拠金	600,000	

このキャッシュフロー・ヘッジでは、ヘッジ効果は予定取引決済時の損益計算で表される。その点では繰延ヘッジと同じであり、ヘッジ対象とヘッジ手段が逆転現象も現れない。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	
	包括利益計算		先物取引利益
次期	純損益計算	予定取引損失	先物取引利益
	包括利益計算	—	(組替調整)

先に掲げたケースで3月31日の先物価額が￥220,000であったとする。この場合の会計処理は次の通りである。

① 3月30日 先物取引の証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金	400,000	(貸) 現金預金	400,000
-------------	---------	----------	---------

② 3月31日 先物取引の値洗い

(借) 先物取引損失	200,000	(貸) 先物取引証拠金	200,000
------------	---------	-------------	---------

(その他の包括利益)

先物取引は値洗いにより損失額が先物取引証拠金から差し引かれる。それは実現損失である。

③ヘッジ会計

予定取引が確定約定でない場合、SFAS 133号では予定取引は公正価値で評価されない。したがって、ヘッジ手段に生じた損益がその他の包括利益に含まれる。その他の包括利益はその他の包括利益累計額勘定を經由してリサイクリングされる。

④取引実行日 先物取引決済日 大豆時価 ¥180,000

(借) 商	品	2,200,000	(貸) 現金預金	2,000,000
			予定取引利益	200,000
(借) 先物取引損失		200,000	(貸) その他の包括利益累計額	200,000
(借) 現金預金		200,000	(貸) 先物取引証拠金	200,000

ヘッジ対象に関して価格変動による利益が計上される会計期間にヘッジ手段の先物取引損失が計上されるから、ヘッジ会計として表現が忠実に行われている。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	
	包括利益計算		予定取引損失
次期	純損益計算	予定取引利益	予定取引損失
	包括利益計算	—	(組替調整)

次に公正価値ヘッジの場合のヘッジ対象評価に係る一貫性の欠如の問題を検討する。

先に掲げた確定約定をヘッジ対象とする例では、確定約定の時価評価が行われて、確定約定資産または確定約定債務が貸借対照表に計上された。これはヘッジされていない確定約定が時価評価されず認識されないのと異なる会計処理である。このような評価上の一貫性の欠如は他の金融資産負債についても指摘できる。

2. 繰延ヘッジ会計の論理性

繰延ヘッジ会計に関しては、公正価値ヘッジ会計に対して指摘された問題は生じない。まず、先物取引による確定約定のヘッジの場合を考察する。

確定約定の内容：①取引対象 大豆10トン 1トンあたり¥200,000で
購入

②約定日 3月30日

③取引実行日 4月1日

先物取引：①取引内容 大豆10トン 1トンあたり¥200,000で売渡

②契約日：3月30日 最終決済日：4月1日

③先物取引証拠金¥100,000 決算日を3月31日とする。

(1) 決算時の先物取引の時価が¥180,000で、確定約定の履行日における大豆の直物相場が¥180,000の場合

3月30日：

①予定取引 仕訳なし

②先物取引 証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

3月31日(決算日)：

①先物取引の値洗い

(借) 先物取引証拠金 200,000 (貸) 先物取引利益 200,000

先物取引は値洗いにより差金が入金されているのでこの先物取引利益は実現利益である。

②先物取引の時価評価 値洗いされているから評価益はなし

③ヘッジ会計

(借) 先物取引利益 200,000 (貸) 繰延先物取引利益 200,000

4月1日（取引履行日）：

①確定約定の履行

（借）商品	2,000,000	（貸）現金預金	2,000,000
商品評価損	200,000	商品	200,000

②先物取引の決済

（借）現金預金	600,000	（貸）先物取引証拠金	600,000
---------	---------	------------	---------

③ヘッジ会計

（借）繰延先物取引利益	200,000	（貸）先物取引利益	200,000
-------------	---------	-----------	---------

したがって、繰延法を用いた場合の損益計算は以下のようになる。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	—	—
次期	商品評価損	先物取引利益

要するに、ヘッジ対象に関して評価損が計上される第2期にヘッジ手段の損益が計上される点でヘッジ対象が抱える損失の発生とヘッジ手段の損益が相殺されてヘッジ効果が表現されている。

- (2) 決算時の先物取引の時価が¥220,000で、確定約定の履行日における大豆の直物相場が¥220,000の場合

3月30日：

①予定取引 仕訳なし

②先物取引 証拠金支払い

（借）先物取引証拠金	400,000	（貸）現金預金	400,000
------------	---------	---------	---------

3月31日：

①先物取引の値洗い

（借）先物取引損失	200,000	（貸）先物取引証拠金	200,000
-----------	---------	------------	---------

先物取引は値洗いにより差金が差し引かれているので、この先物取引損失は実現している。

②先物取引の時価評価 値洗いされているから評価益はなし

③確定約定の会計処理：

仕訳なし。

④ヘッジ会計：

(借) 繰延先物取引損失 200,000 (貸) 先物取引損失 200,000

4月1日：

①確定約定の履行

(借) 商品 2,200,000 (貸) 現金預金 2,000,000
商品評価益 200,000

②先物取引の決済

(借) 現金預金 200,000 (貸) 先物取引証拠金 200,000

③ヘッジ会計

(借) 先物取引損失 200,000 (貸) 繰延先物取引損失 200,000

したがって、ヘッジ効果は予定取引が履行される次期の損益計算に表れる。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	—	—
次期	商品評価益	先物取引損失

要するに、ヘッジ対象に関して評価益が計上される第2期にヘッジ手段の損失が計上される点でヘッジ対象に生じる利得とヘッジ手段の損失が相殺されてヘッジ効果が表現されている。

次に、先物取引による予定取引のヘッジの場合を考察する。先に掲げた例のうち確定約定を単なる予定取引と仮定する。

- (1) 決算日における先物取引の時価と予定取引実行日の直物相場がともに
¥180,000の場合

3月30日：

①予定取引 仕訳なし

②先物取引 証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金	400,000	(貸) 現金預金	400,000
-------------	---------	----------	---------

3月31日：

①先物取引の値洗い

(借) 先物取引証拠金	200,000	(貸) 先物取引利益	200,000
-------------	---------	------------	---------

先物取引は値洗いにより差金が入金されているのでこの先物取引利益は実
現利益である。

②先物取引の時価評価 値洗いされているから評価益はなし

③ヘッジ会計

(借) 先物取引利益	200,000	(貸) 繰延先物取引利益	200,000
------------	---------	--------------	---------

4月1日：

①予定取引の実行

(借) 商品	2,000,000	(貸) 現金預金	2,000,000
商品評価損	200,000	商品	200,000

②先物取引の決済

(借) 現金預金	600,000	(貸) 先物取引証拠金	600,000
----------	---------	-------------	---------

③ヘッジ会計

(借) 繰延先物取引利益	200,000	(貸) 先物取引利益	200,000
--------------	---------	------------	---------

したがって、繰延法を用いた場合の損益計算は以下のようになる。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	—
		—	—
次期	純損益計算	商品評価損	先物取引利益
		—	—

要するに、ヘッジ対象に関して評価損が計上される第2期にヘッジ手段の損益が計上される点でヘッジ対象が抱える損失の発生とヘッジ手段の利得が相殺されてヘッジ効果が純損益計算で表現されている。

(2) 決算日における先物取引の時価と予定取引実行日の直物相場がともに
¥220,000の場合

3月30日：

①予定取引 仕訳なし

②先物取引 証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

3月31日：

①先物取引の値洗い

(借) 先物取引損失 200,000 (貸) 先物取引証拠金 200,000

②ヘッジ会計

(借) 繰延先物取引損失 200,000 (貸) 先物取引損失 200,000

4月1日：

①予定取引の実行

(借) 商品 2,200,000 (貸) 現金預金 2,000,000
商品評価益 200,000

②先物取引の決済

(借) 現金預金 200,000 (貸) 先物取引証拠金 200,000

③ヘッジ会計

(借) 先物取引損失 200,000 (貸) 繰延先物取引損失 200,000
したがって、ヘッジ効果は予定取引が履行される次期の損益計算に表れる。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	—
		—	—
次期	純損益計算	商品評価益	先物取引損失
		—	—

要するに、ヘッジ効果がヘッジ対象の損益が計上される会計期間の純損益計算に表れている。しかし、商品評価益は通常は認められないから、商品の取得原価と相殺し、商品売買益の増加と先物取引損失を対応させる方法も考えられる。

以上の検討の結果、繰延アプローチは確定約定と予定取引の両方に同様に適用し、いずれの場合にもヘッジ対象の時価評価を要求しない点で GAAP と整合的である。また確定約定及び予定取引の双方で、GAAP に従ってヘッジ対象に関して認識される損益が計上されるのと同じ会計期間においてヘッジ手段にかかる損益が認識される点で、ヘッジ会計の目的が達成されている。換言すれば、繰延アプローチでは、ヘッジ対象とヘッジ手段の逆転現象が現れない。

繰延ヘッジ会計の方法ではヘッジ対象の資産、負債、確定約定および予定取引のすべてに関して GAAP と異なる評価を行う必要がなく、ヘッジ会計の適用によって評価の一貫性を損なうことがない。

以上の公正価値ヘッジ会計の問題点と繰延ヘッジ会計の論理性の検討によると、結果は次のようになる。

- ①繰延アプローチによれば、ヘッジ対象について損益が認識される会計期間にヘッジ手段に係る損益が認識されるので、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象を回避することができる。
- ②繰延アプローチによれば、双務未履行段階の予定取引に関して損益を認識しないで済ませることができる。これは GAAP と整合する。
- ③繰延アプローチによれば、他の会計基準で時価評価を要求されていない資産負債項目に関して時価評価を行う必要がなく、GAAP との整合性が保たれる。

V おわりに

本稿では、FASB、IASB および ASBJ で一般ヘッジ会計の方法の比較を行い、ASBJ における繰延ヘッジ会計と FASB および IASB のキャッシュフロー・ヘッジの相違点、ASBJ における時価ヘッジ会計と FASB および IASB における公正価値ヘッジ会計の相違点が主としてヘッジ対象にあることを明らかにした。

また、公正価値ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計の比較検討を行い、繰延ヘッジ会計の優位性を主張した。公正価値ヘッジ会計に関して、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象が指摘された。ヘッジ対象に生じる損益をヘッジ手段にかかる損益で相殺するのではなく、ヘッジ手段に発生する損益をヘッジ対象にかかる損益で相殺するという「ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転」が生じるという指摘である。それに対して、繰延ヘッジ会計では、ヘッジ対象について損益が認識される会計期間にヘッジ手段に係る損益が認識されるので、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象を回避することができる。これが繰延ヘッジ会計の優位性の第一の根拠である。

公正価値ヘッジ会計では、一般会計では取得原価又は償却原価法で測定さ

れる資産・負債項目が公正価値で評価されることがあり、GAAPとの整合性に欠けることになる。それに対して繰延ヘッジ会計はGAAPとの整合性を維持できる。また、公正価値ヘッジ会計では双務未履行の確定約定の公正価値評価を通じて資産又は負債を認識するが、これもGAAPに反する。それに対して繰延ヘッジ会計はGAAPに反するような予定取引に関する資産又は負債の認識を行わない。資産・負債の測定および確定約定を含む予定取引の認識測定に関するGAAPとの整合性が繰延ヘッジ会計の優位性の第二の根拠である。

参考文献

1. FASB (1998), Statement of Financial Accounting Standards No.133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*
2. Ronald J. James A. Susan S (2002), *Advanced Financial Accounting*, Cincinnati: Dame
3. 白鳥庄之助 [ほか] 訳 (1997), ヘッジ会計：基本問題の探究, 中央経済社
4. 荻茂生・川本修司 (1997), デリバティブの会計実務, 中央経済社
5. 田中建二 (2000), ヘッジ会計の比較分析, 産業経営研 (22), pp.73～81
6. 古賀智敏 (2001), 企業の規模特性とヘッジ会計の選択行動, pp.1～6
7. 藤田敬司 (2004), 金融商品・全面公正価値アプローチの始動因と目的因：JWG 公開草案「2000」を中心として, 立命館経営学 43(3), pp.1～22
8. 伊藤眞・荻原正佳 (2006), 金融商品会計の完全解説, 改訂 6 版, 財経詳報社
9. 吉田康英 (1999), 金融商品の時価会計論：会計とファイナンスの融合, 税務経理協会
10. 吉田康英 (2003), 金融商品会計論：キャッシュフローとリスクの会計, 税務経理協会
11. 久保田隆 (1995), ヘッジ会計について, 金融研究 14(1), pp.111～143
12. 張黎迎 (2003), ヘッジ会計と金融商品会計との整合性－予定ヘッジのあり方を中心に, 名古屋大学大学院経済学研究科 51(2), pp.83～97